マスタープランの

可能性と課題

DPI日本会議 副議長 明石市UDのまちづくり協議会 副会長 尾上 浩二

障害をもって生きてきた経験を元に

- 1960年大阪市生まれ、1歳で脳性マヒとの診断。
- 養護学校、施設を経て、中学から地域の学校へ。
- 大阪市立大学に入学後、障害者運動に参加。駅の エレベーター設置や福祉のまちづくり、自立生活 支援に取り組む。
- 2004年からDPI日本会議事務局長。障害者政策委員、内閣府・政策企画調査官を歴任。
- 現在DPI副議長、内閣府障害者施策アドバイザー
- 2000、2020年バリアフリー法の国会参考人

マスタープラン事例~明石市の取り組み

- 改正バリアフリー法で導入されたマスタープラン制度
- 国交省は「2025年度までに350ヶ所」が目標だが...
- 現在は8ヶ所
- 明石市「ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」
- 第1部=マスタープラン、第2部=基本構想(延期)
- 明石市では以下の取組みと連携
 - □ 手話言語・情報コミュニケーション条例
 - □ 障害者差別禁止条例(配慮条例)
 - □ さらに、インクルーシブ条例(仮)の検討中

明石市UDのまちづくり協議会

- 28名の委員で構成。障害当事者枠は6名+1名(尾上)
- 会長=三星明宏・近畿大学名誉教授 副会長=尾上浩二
- 2018年度 2回、2019年度 6回 会議
- 2019年度・2回のまち歩き
- 会議の間に団体ヒアリング、アンケートを実施

明石市MP~促進地区設定方針

- 移動円滑促進地区の設定の考え方
 - □ ①多くの当事者・市民が利用し、バリアフリー化を進めることが有効な地区
 - □ ②地域発案による地区設定
 - □③まちや社会の変化に応じた設定・変更
- 12地区を設定
 - □「学校のバリアフリー化」の全市方針もあり、半数の学校を生活関連施設として積極的に位置づけ ~小学校は28校中14校、中学校は13校中6校

学校バリアフリー化の動きを追い風に

- 全市方針として学校のBF化を掲げていたが
- ■「移動促進地区≒重点地区」の固定観念(後述)
 - →学校を含めることを巡って相当な議論
- 学校バリアフリー化の動きの情報→追い風に
- 2020年5月改正バリアフリー法成立
- 12月25日「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて」(文科省・調査研究協力者会議報告)
 - □ 5年間に緊急かつ集中的に整備を行う整備目標の設定
 - □各市区町村教育委員会での整備目標の設定等

独自の「まちづくり推進モデル地域」

- UDのまちづくり推進モデル地域(独自事業)
- 地域単位でUDのまちづくりを積極的に実践している地域を指定し、取組の後押し、市域全体への展開
- ■想定される取組み
 - □ 多様な参加者によるまちあるきの実施
 - □ バリアフリーマップの作成、情報発信
 - □「心のバリアフリー」啓発活動
 - □ 当事者参画のもと避難訓練を実施
 - □ 本計画に対する提案 など

マスタープラン作成をふりかえって

- マスタープラン作成によって
 - □ マスタープラン作成により、「全市方針」が明確に
 - □ 市長室に担当部署を置き、オール明石での体制
 - □ まち歩きやヒアリングを通じて地元当事者も活発に
- ■「ガイドライン」の記述が足かせに
 - □「<u>原則として全ての生活関連経路は特定道路として指定されるため、生活関連経路の指定にあたって留意</u>」(p54)
 - →「特定道路化のメドが立たない所は促進地区にできない」 「学校は全市方針では書けるが促進地区には難しい」...
 - →「旅客施設を含まないE地区」は無理?!(図参照)

評価・見直し後

- 基本構想未作成の地区を中 心に、移動等円滑化促進地区 を複数指定し、併せて市全体 の方針を設定
- ・具体事業の調整が可能な地 区においては、重点整備地区 として基本構想作成
- ・基本構想作成済の地区にお いても見直しに際して具体の 事業が調整可能かどうかに応 じて移動等円滑化促進地区又 は重点整備地区を設定

て設定

地区として設定

具体事業の調整が困難であることから移動等円滑化促進

地区

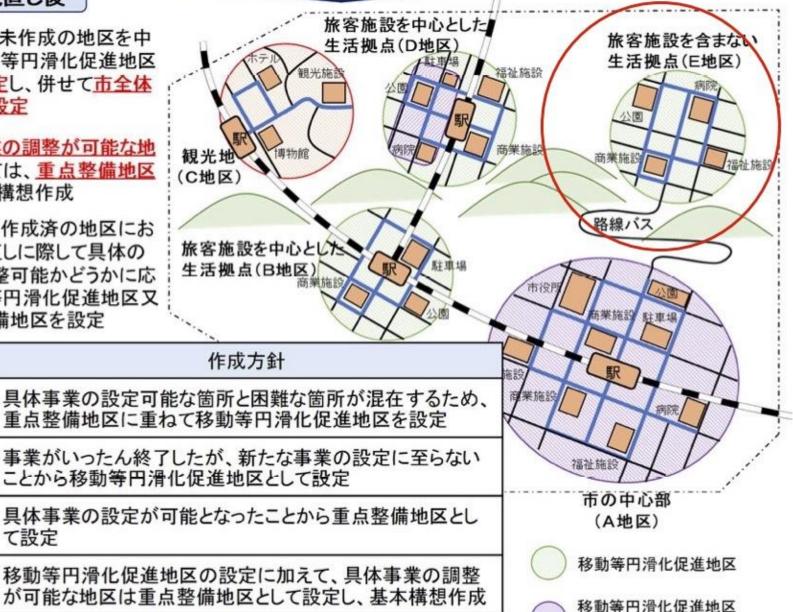
Α

В

C

D

E



かつ重点整備地区

促進地区・重点地区の要件削除

→ガイドライン改訂へ

三. 移動等円滑化促進方針の指針

〇移動等円滑化促進地区の要件

- マスタープランの対象区域である移動等円滑化促進地区の要件について、
 - ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - ・生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築 物に該当するものが所在すること

という要件を削除

四. 基本構想の指針

〇重点整備地区の要件

- 基本構想の対象区域である重点整備地区の要件について、
 - ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - ・生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築 物に該当するものが所在すること

という要件を削除

マスタープランの可能性と課題

- まち全体のバリアフリー化に関する方針
- 全ての部局による推進体制づくり
- 直ちに事業のメドが立たない課題・エリアも対象
- 地域の多様な当事者・住民ニーズに基づいて
 - □ 切れ目のない移動、学校、防災、観光バリアフリー...
 - □ 車いす(手動、電動、リクライニング)、視覚(全盲、ロービジョン)、聴覚、知的・精神・発達障害、高齢者、子ども...
- ■「マスタープラン不要」「基本構想と同じ」論の克服
 - □ 法律やガイドライン等を柔軟な解釈・改訂を
 - □ 当事者、学識経験者が役割分担しながら連携すること